

別表第 1（第 4 条関係）

事業区分	補助要件
耐震診断	耐震診断士が行う耐震改修工事前の住宅に対するもの又は市長が別に認めたもの
耐震改修工事	1 耐震改修工事前の耐震診断の評点のうち最小の値が 1.0 未満と診断された住宅 2 耐震改修工事後の耐震診断の評点のうち最小の値が 1.0 以上となるもの又は市長が別に認めたもの

別表第 2（第 5 条関係）

事業区分	補助金限度額
耐震診断	耐震診断に要する費用の 10 分の 9 に相当する額とし、10 万円を限度額とする。
耐震改修工事	1 戸当たり 150 万円（共同住宅及び長屋にあつては、75 万円に住戸の数を乗じて得た額又は 300 万円のいずれか低い額）。ただし、過去に補助対象住宅について、この要綱による補助金の交付を受けたことがある場合は、上記補助金限度額から当該補助金の額を減じた額を補助金限度額とする。